町田市行政不服審査会条例

上記の議案を提出する。

令和4年(2022年)11月30日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市行政不服審査会条例

町田市行政不服審査会条例(平成28年3月町田市条例第12号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「法」という。)第81条 第1項の規定に基づき法の規定によりその権限に属させられた事項(町田市情報公開・個人情報保護審査会条例(令和 年 月町田市条例第 号)の規定に基づき設置された町田市情報公開・個人情報保護審査会が調査審議する事項を除く。)を2000を処理するため、町田市行政不服審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審査会は、委員3人以内をもって組織する。

(委員)

- 第3条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法令又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 市長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員 に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委 員を罷免することができる。
- 5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後 も、同様とする。

(会長)

- 第4条 審査会に会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理す

る。

(会議)

- 第5条 審査会は、会長が招集する。
- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。 (審査会における資料交付に係る手数料)
- 第6条 法第81条第3項の規定により読み替えて準用する法第78条第4項に規定 する条例で定める手数料は、町田市手数料条例(平成12年1月町田市条例第1号) で定める。

(調査審議の手続の非公開)

第7条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、町田市規則で定める。

(罰則)

第9条 第3条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は5 0万円以下の罰金に処する。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
 - (町田市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に、この条例による改正前の 町田市行政不服審査会条例(以下「旧条例」という。)に基づく行政不服審査会に 対してなされた旧条例第2条第1号に係る諮問で、施行日において調査審議が終了 していないものについては、町田市情報公開・個人情報保護審査会条例第1条の町 田市情報公開・個人情報保護審査会に対してなされたものとみなす。この場合にお いて、当該町田市情報公開・個人情報保護審査会の調査審議の手続、調査審議の手

続の併合又は分離及び調査審議の手続の非公開については、なお従前の例による。